

委員質問への回答（柏崎市）

第 121 回定例会（7 月 3 日受付分）

・規制委員会・県・市・村と東京電力に対する質問

3.11 の福島第一原発において、あってはならない過酷事故が発生し、当時の東京電力の清水社長が「福島第一原発」から社員の全員撤退を命じたと報道され、国会事故調査報告書も、清水社長が求めたのは「全社員撤退」か？「一部社員の撤退」か？が問題となった。

原発の場合は、一般の向上等の生産設備と違って、いかな過酷な事故であろうとも、その作業が専門性を有することから、軍人・警察官・消防士のように職務遂行のためには生命を危険にさらすということを前提としなければ、市民の生命・財産は守ることができないと考えます。

そこで、今回、規制委員会において、原発の新基準ができたわけであるが、その新基準の中に、東電の社員及び東芝・日立等原発のメンテナンスに作業に係わる人々の「労働契約」は、警察官・消防士などのように職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約が盛り込まれているか？否かについて、お聞きしたいと思います。

新基準に盛り込まれていないなら、今後、これらに対して如何に対処してゆくのかお聞かせ願いたい。

もし、職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされないような、原発運用組織（東京電力及び東芝・日立等原発のメンテナンスに作業に係わる全ての組織）ならば、市民はこれらの組織に原発の運転を任せることができないと考えます。

よって、運転を任せるとに適した組織が存在しないならば、原発の再稼働・設置を許してはいけないと考えますが、何よりも国民の生命・財産を守ることを第一義としている規制委員会、新潟県、柏崎市、刈羽村はどのように考えるか明確に伝えていただきたい。

～以下省略～

・柏崎市回答

原子力災害対策特別措置法によれば、原子力事業者には原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずることと、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有していると規定されております。従いまして、東京電力には、現実存在している原子力発電所に対して、その稼働の有無にかかわらず、この責務を全うするためのあらゆる措置を講ずる義務があるものと考えております。なお、労働契約に関する内容につきましては、労働基準法及び労働契約法の規定に基づく対応が使用者に求められているものと認識しております。